

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民環境部 市民協働課	
許 認 可 等 名	徳島市勝占東部コミュニティセンターの利用料金の減免	
根 拠 法 令	徳島市地区コミュニティセンター条例	
根 拠 条 項	第8条	
連 絡 先	勝占東部コミュニティ協議会(電話 663-1964)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市地区コミュニティセンター条例施行規則 (利用料金の減免の基準) 第2条 条例第8条の規定により、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 本市が利用するとき。 (2) 国又は地方公共団体(本市を除く。)が利用するとき。 (3) 指定管理者が利用するとき。 (4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>【その他】 1 コミュニティ協議会、公民館、児童館、学童保育クラブ、行政(市)、地区社協、民生児童委員協議会、防犯委員会、指定町内会(加入団体)は、利用料を無料とする。 2 老人会、婦人会、衛生組合、子供会、小・中PTA、遺族会、消防団、揚水組合は、利用料を30%割引とする。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即日~5日(休日を除く)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)